

各 位

平成31年2月22日
エーアイトラスト株式会社

損害賠償等請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成31年2月5日付けで、当社が平成30年2月13日から同年4月24日の期間に募集を行った、高速道路工事の工事請負代金債権を担保としたローンファンドの貸付先(以下、「本件貸付先」といいます。)及び当該貸付先への工事発注者である元請負会社(以下、「元請負会社」といい、本件貸付先及び元請負会社を併せて「被告ら」といいます。)に対し、下記のとおり、損害賠償等請求訴訟を東京地方裁判所へ提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 該当するファンド

- ・債権担保付ローンファンド(105号～111号,113号～119号,122号～124号,127号,128号,131号～138号)
- ・Trust Lending セレクトファンド(120号,121号,125号,126号,129号,130号)

2. 本件訴訟の内容

本件訴訟では、被告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求として連帯して金16億4,000万円(当社自己貸付金6,800万円の劣後分を含む。)及びこれに対する本件訴状送達の日から支払い済みまで、年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めています。

3. 本件訴訟の経緯及び本件訴訟の提起による出資者の皆様への影響

当社は、該当ファンドの取り組みにあたり、被告らから以下の説明を受け、当社所定の貸付審査を経て、該当ファンドの貸付を実行しております。

- (1) 元請負会社は、大手建設会社JVから新東名高速道路関係の工事として、高取山トンネル西工事、川西工事、高松工事を受注していること。また大手建設会社JVから東京外かく環状道路関係の工事として、本線トンネル大泉南工事(以下、4現場の工事を併せて「本件工事」といいます。)を受注していること。
- (2) 元請負会社は、すでに本件貸付先へ本件工事の発注をしており、本件貸付先は元請負会社から本件工事を正式に受注していること。

- (3) 本件貸付の担保として、本件貸付先が元請負会社に対して有する工事請負代金債権を当社へ債権譲渡し、元請負会社は本件債権譲渡について、予め当社に対し異議なく承諾すること。

しかしながら、実際には元請負会社が大手建設会社JVから受注していた現場は、本件工事のうち高取山トンネル西工事及び川西工事の2現場のみであり、高松工事及び大泉南工事については受注しておりませんでした。

さらに、元請負会社から本件貸付先への発注については、元請負会社が大手建設会社JVから正式受注している、高取山トンネル西工事及び川西工事においても発注されておりませんでした。

このように、被告らは共謀の上、元請負会社から本件貸付先への架空発注を基に、当社を工事現場に案内したり、工事請負契約書や債権譲渡承諾書等にそれぞれ判を押すなどして該当ファンド等から貸付金を騙取しております。

本件訴訟では、被告らの詐欺を理由に、各金銭消費貸借契約を取り消し、該当ファンド等に貸付金と同額の損害を被らせたものとして、被告らに損害賠償等請求行っております。

そのため、該当ファンドに関しましては、これまで出資者の皆様へ遅延等なく行われてきた利益金の分配や元本償還が行えなくなる状況が予想されます。

本件訴訟の提起は、被告らに該当ファンド貸付金の全額返還を求め、回収した資金を出資者の皆様へ返還することを目的としており、出資者の皆様の利益の最大化を実現することを第一に検討して決定致しましたこと、ご理解賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。

4. 今後の見通し

本件訴訟に関する今後の見通しにつきましては、本件訴訟の進捗に応じて、該当ファンドへの出資者の皆様へ速やかにお知らせいたします。

この度は投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

以上